

空港の指定管理者評価委員会 議事録

日時	令和4年7月27日（水曜日） 15時00分～16時00分	
場所	都庁第二本庁舎9階 9D会議室	
出席者	金子 邦博	公認会計士
	羽根 正尋	一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事
	土居 正典	全日本空輸株式会社ネットワーク部課長
事務局	川崎 卓	東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長
	福元 香苗	東京都港湾局離島港湾部管理課長
	樋口 友行	東京都島しょ空港整備推進担当課長
	阿津坂 悠子	東京都港湾局離島港湾部管理課課長代理
	石倉 崇	東京都港湾局離島港湾部管理課主任

【委員会概要】

次第：

- 1 開会
- 2 委員の御紹介、委員会の成立
- 3 議事
 - (1) 委員長の選出
 - (2) 指定管理者の管理運営状況等の評価等について
 - (3) その他
- 4 閉会

【開会】

(事務局・福元課長)

皆様お揃いですので始めさせていただきますと思います。

ただいまから、空港の指定管理者評価委員会を開催いたします。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中、また、本日はこのように暑い中、本評価委員会への御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

私は、事務局で司会進行を担当いたします、離島港湾部管理課長の福元と申します。

本日はよろしく願いいたします。

【担当部長挨拶】

(事務局・福元課長)

委員会開催に当たりまして、初めに、島しょ・小笠原空港整備担当部長、川崎より一言御挨拶申し上げます。

(事務局・川崎部長)

東京都港湾局島しょ・小笠原空港整備担当部長の川崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

委員の皆様方には、御多忙中にもかかわらず、本委員会の評価委員に御就任を賜りまして、誠にありがとうございます。

本委員会は、八丈島空港の指定管理者でございます「八丈島空港ターミナルビル株式会社」の昨年度の管理運営状況等につきまして御審議をいただくものでございます。

八丈島空港ターミナルビル株式会社は平成28年から指定管理者となり、令和3年度から2期目に入りましたが、行政と連携しつつ、施設の管理が行われているところでございます。

八丈島空港を初めとする各島の空港は島民の皆様のご生活にとって、また産業の振興にとって必要不可欠な施設でございます。長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度も航空業界にとってはとても厳しい一年間となりました。今年度に入り航空需要は徐々に回復基調になっているように見えますが、今般の急激な感染の拡大により、今後の状況がどのように推移していくのか、予断を許しません。東京都としましても航空業界の取り巻く状況の変化を見極めつつ、より質の高いサービスを提供していけるよう、しっかりと取り組んでまいります。

私はこの後、業務都合により退席させていただきますが、委員の皆様方には、よろしく御審議の程をお願い申し上げます。

本日は何卒よろしくお願い申し上げます。

【委員紹介】

(事務局・福元課長)

はじめに、委員の皆様方を御紹介申し上げます。私の方からお一人ずつ名前をお呼びいたします。

公認会計士の金子委員でございます。

(金子委員)

どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・福元課長)

一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の羽根委員でございます。

(羽根委員)

羽根と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局・福元課長)

全日本空輸株式会社ネットワーク部課長の土居委員でございます。

(土居委員)

土居と申します。よろしくお願いいたします。

(事務局・福元課長)

本日、本委員会の委員全員に御出席いただいておりますので、「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」第6第2項の規定に基づきまして、有効に成立しております。

【資料確認】

(事務局・福元課長)

続きまして、本日のお手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。

一部の資料につきましては、プロジェクターで御案内させていただきます。

次第、委員の皆様の名簿、座席表につきましては、プロジェクターでお示しております。

お手元の資料の確認に移らせていただきます。まず「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」でございます。資料1といたしまして「八丈島空港の管理について」、資料2といたしまして「指定管理者の評価について」、資料3といたしまして「一次評価基準」、資料4といたしまして「空港の指定管理者に係る評価結果（一次評価）」、資料4の別紙がございまして、資料5といたしまして「空港の指定管理者に係る二次評価（案）」を御用意しております。

更に、別冊としまして「参考資料」がございまして。こちら一次評価に当たって使用した資料一式につきましては、昨年度に引き続きペーパーレスの観点から、一部抜粋にて配布しております。

資料は以上でございますが、不備、不足等ございませんでしょうか。

【委員長選出】

（事務局・福元課長）

それでは、議事を進行してまいりたいと思います。

議事（1）「委員長の選出」についてでございます。

「空港の指定管理者評価委員会設置要綱」第3第2項に基づきまして、委員の中から互選によって選出することとなっておりますが、どなたか推薦の御意見はございますでしょうか。特段御意見が無いようであれば、事務局からの御提案ですけれども、東京の全ての島しょ観光関係で広い見地を有していられっしゃいます一般社団法人東京諸島観光連盟専務理事の羽根委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（金子委員、土居委員）

異議なし。

（事務局・福元課長）

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行を委員長の羽根委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【評価委員会の目的】

（羽根委員長）

ただいま委員長に選任されました羽根でございます。よろしくお願いいたします。これより議事に入らせていただきます。

本日の委員会は、指定管理者が令和3年度に実施いたしました施設の管理運営状況等の評価につきまして、当委員会としての評価を決定いただくものでございます。それでは、議事（2）「指定管理者の管理運営状況等の評価等について」事務局から説明をお願いいたします。

（事務局・福元課長）

では、初めに、お手元の資料1「八丈島空港の管理について」をご覧ください。本委員会において評価していただくのは、「東京都八丈島空港」の指定管理者による管理運営状況でございます。

まず、概要につきまして、簡単に御説明申し上げます。東京都営空港条例に基づき、東京都八丈島空港につきましては、指定管理者であります「八丈島空港ターミナルビル株式会社」が管理しております。令和3年度から2期目に入り、指定期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。管

理する施設につきましては、右下に写真と概要をお示ししております。

指定管理の主な業務としましては、「2 指定管理者の業務」を御覧ください。空港の運営管理、空港施設の維持管理、空港の法的管理、災害時・緊急時対応、事故対応となっております。

次に、「3 八丈島空港について」でございます。資料の左側下段に記載のとおりでございます。令和3年の定期便の使用実績につきましては、就航便数は711便、旅客人数は約10万5千5百人、取扱貨物量は約445トンとなっております。

次に右上の「4 特命理由」につきましては、後ほど、特命要件の確認の際に御説明いたします。

「5 HAT（＝八丈島空港ターミナルビル株式会社）について」の御説明につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、資料2をご覧ください。評価の目的や流れについて御説明いたします。指定管理者の評価は、業務の履行状況やサービスの実施状況などをチェックし、管理運営業務に反映させることで、サービスの一層の向上と施設運営の継続的な改善を図ることを目的として行われるものです。評価の流れとしましては、施設の管理運営状況について、八丈支庁が業務報告書や現地調査等によって確認した結果と、実績報告などの資料を踏まえて、港湾局が一次評価の決定を行うとともに、財務状況や特命要件の確認を行っております。本委員会では、委員の皆様にも、港湾局離島港湾部が行いました一次評価を検証していただいた上で、専門的な観点から二次評価を行っていただきます。その後、港湾局におきまして、二次評価の結果に基づき、総合評価を決定いたします。

続きまして、空港の指定管理者に係る一次評価基準について御説明いたします。資料3「一次評価基準」をご覧ください。大きく分けまして「管理状況」と「事業効果」という2つの大項目について、評価を行っております。

「管理状況」につきましては、中項目としまして「適切な管理の履行」・「安全性の確保」・「法令等の遵守」・「適切な財務・財産管理」の4つの評価事項に、「事業効果」については「事業の取組」・「利用の状況」・「利用者の反応」・「行政目的の達成」の4つの中項目に分かれております。

それぞれの中項目には確認項目が設けられており、計28項目ございます。一番右の欄の評価基準に基づき、指定管理者が果たすべき水準を満たすなどしていれば「水準どおり」、それ以上であれば「水準を上回る」、それ以下であれば「下回る」と判定を行っております。

一次評価結果は、資料4に2ページにわたり記載しております。表の見方ですが、1ページ目でございますように、先ほどの三段階の評価をそれぞれ、2点、1点、0点と点数化いたしまして、全体の点数を算出しております。2ページ目右側の中ほどの「評点」ですが、全項目が「水準どおり」であった場合の合計点35点を標準点とし、標準点からどの程度上回っているか、あるいは下回っているかで、SからCまでの4段階で評価いたしました。

続きまして、その下にありますように、「指定管理者の財務状況」及び「特命要件の継続」についても確認を行っております。

それでは、一次評価の内容について順次御説明いたします。資料4の次にお付けした別紙をご覧ください。

1ページ目「適切な管理の履行」から御説明いたします。人員の適正配置や育成

のほか、施設の点検、修繕や巡回業務などの管理・運用業務を年間事業計画どおりに実施していることを、実績報告書及び年間作業計画で確認しましたので、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。なお、支庁からは、夏の高温時の滑走路面剥離防止に向けた温度上昇を抑える対策や簡易補修等に取り組んでいると報告を受けております。

続きまして別紙の2ページ「安全性の確保」でございます。管理の瑕疵を原因とした事故がないのはもちろんのことですが、空港の保安対策として、消火救難や不法侵入者事案等の対応訓練なども計画どおり実施していることを確認できましたので、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして、別紙3ページの「法令等の遵守」でございます。主に個人情報などの情報の取扱いに係る確認項目となっております。こちらにつきましては、申請書等の個人情報の施錠保管や個人情報に係る研修の実施など、個人情報保護や記録の取扱いに問題がないことを八丈支庁が確認しておりますので全ての項目について適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして、別紙4ページの「適切な財務・財産管理」でございます。「収支状況」につきましては、収入と実績額の差額比率が9.85%であり、評価基準の±10%以内に収まっていることから、水準どおりとなっております。「経理処理」につきましては、令和2年度は「水準を下回る」としておりましたが、指定管理業務に係る経理区分の明確化について詳細な資料が提出される等の改善が見られたため、「水準どおり」と評価いたしました。「都有財産等（物品・現金等）の管理」、「経理・現金に関する書類等の管理」についても問題がないことを、八丈支庁が確認しております。以上から、各項目を適正と認め、「水準どおり」と評価いたしました。

なお、収支状況の評価で使用した資料でございます収支決算報告書は、参考資料3ページにお示ししております。具体的な数字として収支状況について掲載しておりますのでご参照ください。

続きまして、別紙5ページの「事業の取組」についてです。制限区域見学会や滑走路マラソンなどのイベントは、新型コロナウイルス感染症の影響で開催は見送られましたが、コロナ禍におけるイベントの在り方について調査を行うなど、開催に向けた調整を実施しました。また、従来のホームページに加えSNSによる情報発信を開始するなど、空港への理解促進を図る取組が行われています。特筆すべき事項がないことから、評価基準により、この項目につきましては「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして、別紙6ページ「利用の状況」についてです。空港使用実績として着陸機数が記載されております。昨年度は1,663機の利用がありました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響による定期便の減便がございましたので、評価基準に照らしますと、過去5か年平均の-10%を下回るということで「水準どおり」の範囲を外れておりますが、「環境の変化など外部要因を考慮」できることとなっておりますので、特例的に「水準どおり」と評価いたしました。

続きまして、別紙7ページ「利用者の反応」についてです。利用者アンケートの評価平均値が4を上回っておりますので「水準どおり」と評価いたしました。

最後に別紙8ページ「行政目的の達成」についてです。こちらは警察、消防などの関係機関との連携を評価するものでございます。空港関係者全てが参加する空港委員会などを通じて、関係機関との連携を図り、円滑に業務を遂行していることが

確認できたことから、「水準どおり」と評価いたしました。

資料4の本体をご覧ください。以上の管理状況等を踏まえ、全項目で「水準どおり」となり、2ページ目の評価結果のとおり、点数は35点で、一次評価はBとなりました。

次に、その下の確認事項に移りまして、指定管理者の財務状況について御説明いたします。参考資料の5ページの「経営基盤計算書」をご覧ください。八丈島空港ターミナルビル株式会社の財務状況はこちらの表のとおりでございます。このうち、表の下にある6項目を指標として確認した結果、一定水準以上を確保しており、全体として同会社の事業存続に支障がないと判断いたしました。

続きまして、特命要件の確認についてでございます。資料4にお戻りください。2ページ目下段に記載のとおり、本施設は、

- 東京の南方海上約290kmに位置する八丈町にあり、地理的に事業者の参入機会が限定される地域にあること。
- 専門的な知識が必要となる空港の運用・保安対策等に加え、航空機が安全運航するための管理運営が必須であるという特殊性があり、また、八丈島と本土を結ぶ空港としての機能を損なわず適切に施設を管理するため、当該施設に昭和57年に設置した八丈島空港ターミナルにおいて業務を行っていること。
- 当該施設の安全及び維持の管理に十分な実績と空港管理・運用業務のノウハウを持ち、航空事業者等との利用調整の経験を有し、また、空港の保安対策ではこれまで東京都と協力し対応を図ってきていること。

これら要件を満たすことから、「八丈島空港ターミナルビル株式会社」を特命として選定しており、昨年度においても、この特命要件は継続しております。

以上のことから、評点が「B」であること、財務状況及び特命要件が継続していることを確認し、一次評価の決定を行いました。

最後に、一次評価結果を踏まえまして「二次評価（案）」を提示させていただいております。資料5の「二次評価（案）」を御覧ください。

評価案は一次評価と同様にB評価としております。理由につきましては、評価欄の下に記載しております。管理状況については、年間事業計画どおりに適切に管理が行われていること、業務マニュアルの充実化を図り人材育成に努めていること、及び空港の保安対策として消火救難や不法侵入者事案等の対応訓練を実施し安全性の確保に努めていることを挙げております。事業効果につきましては、ホームページに加えSNSでも情報発信を開始するなど、空港に対する理解促進に努めていることと、利用者アンケートにより概ね高評価を得ていることを挙げております。

以上より、管理状況・事業効果ともに指定管理者として必要十分を満たしていると判断できることから、B評価をご提案させていただきます。

説明は以上です。御審議の程、よろしくお願い申し上げます。

(羽根委員長)

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がございましたらお願いいたします。

(金子委員)

資料4の別紙の利用状況について、令和3年度は新型コロナウイルスの影響で減少していますが、プライベート機は増加しています。指定管理者の働きかけによるものであれば評価すべきだと思います。

また、収支関係についてですが、人員の配置が計画どおりなされたとの報告を受けていますが、決算報告によると計画額に対し実績額が約 20%減と大きな乖離が生じています。理由は確認していますか。

(事務局・福元課長)

ありがとうございます。令和3年4月から新たな指定期間となりましたが、選定にあたりまして5年間の計画を提出していただいております。計画を作成した時点と実績が出た時点とでタイムラグが1年以上あり、当初の計画と実績を比較すると差が生じています。今年度以降も指定期間が継続しますので、改めて計画額を作成し直してもらうよう指定管理者に依頼しております。収支の結果につきましても10%弱のプラスになっておりますので、指定期間の5年間の中で利用者に還元されるようにサービスの充実・向上に努めていただくよう調整を図っているところでございます。

(金子委員)

人件費の査定をし直すということですが、今後経済状況として人件費の上昇も予想されますので、5年間である程度の上昇も見込んだ上で、もし余った場合には何らかの他の形で活用してもらうように対応していただきたいと思います。

(事務局・福元課長)

承知いたしました。ご意見を踏まえて調整していきます。

(羽根委員長)

他に御意見はございますか。

それでは「指定管理者の管理運営状況等の評価」の決定に移らせていただきます。本委員会におきましては、一次評価の結果及び、ただ今の御議論・御意見の内容を踏まえまして、二次評価の内容を資料5「空港の指定管理者に係る二次評価(案)」のとおりとしたいと考えておりますが、御異議ありませんでしょうか。

(金子委員、土居委員)

異議なし。

(羽根委員長)

ありがとうございます。それでは、当評価委員会の評価を資料5のとおりといたします。

続きまして、議事(3)「その他」について、事務局から何かございますでしょうか。

(事務局・福元課長)

本日、「その他」につきましては、特段の御用意はございません。

(羽根委員長)

それでは、以上で議事を終了し、事務局にお返しいたします。ありがとうございました。

【閉会】

(事務局・福元課長)

委員の皆様、御審議賜りまして、ありがとうございました。

都といたしましても、当施設の管理につきまして、指定管理者とともに努力してまいりますので、引き続き御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、本日の委員会の議事録につきましては、本日から1か月以内に港湾局のホ

ホームページにて公表をさせていただきます。また、評価結果につきましても、後日、公表させていただくこととなっておりますので、御了承の程をお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして空港の指定管理者評価委員会を終了いたします。

本日はお忙しいところ、誠にありがとうございました。